

村要綱第7号

曾爾村空き家情報バンク制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、曾爾村内の空き家を有効活用し都市住民等との交流を通じて地域の活性化を図るため、空き家情報バンク制度について必要事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 曾爾村空き家情報バンク制度（以下「空き家バンク」という。）とは、曾爾村内に所在する空き家（空き家となる予定のものを含む。以下「空き家」という。）の登録及び村への定住等を目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に関する登録を通して、空き家登録者及び利用希望者に対して斡旋を行う制度をいう。
- (2) 所有者等とは、当該空き家に係る所有権又は売却、若しくは賃貸を行うことが出来る権利を有する者をいう。ただし、借地借家法の対象となる物件の所有者等は除く。
- (3) 斡旋とは、空き家及び利用希望者の登録情報に関し、空き家登録者又は利用希望登録者に対して情報を提供する。

(空き家の登録申込等)

第3条 空き家に関する登録を希望する所有者等は、（以下「空き家登録申込者」という。）空き家情報バンク登録申込書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による登録の申込があったときは、その内容等を確認のうえ、空き家情報バンク登録データベース（以下「空き家データベース」という。）に登録するものとする。
- 3 村長は、前項の規定により登録をしたときは、当該空き家登録申込者に通知するものとする。
- 4 村長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家情報バンク制度によることが適当と認められるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第4条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた空き家登録申込者（以下「空き家登録者」という。）は、当該登録事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を村長に届出なければならない。

(空き家利用希望者の登録の申込等)

第5条 空き家情報バンク制度による空き家利用希望者の登録を希望する者は、「空き家情報バンク利用希望者登録申込書（様式第2号）」並びに「宣誓書（様式第3号）」を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による登録の申込があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合、空き家利用者登録データベース（以下「利用希望者データベース」という。）に登録するものとする。
 - (1) 空き家に永住又は5年以上にわたって居住する意志がある者で、地域の多様な担い手として居住地域の活性化に寄与すると思われる者
 - (2) その他村長が適当と認めた者
- 3 村長は、前項の規定による申込の結果を利用申込者（以下「利用登録者」という。）に通知するものとする。

(利用登録者に係る登録事項の変更届出)

第6条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用申込者は、当該登録事項に変更があつ

たときは、速やかにその旨を村長に届出なければならない。

(幹旋等)

第7条 村長は必要に応じて空き家登録者及び利用登録者に対して空き家データベース及び利用希望者データベースに登録された有用な情報を提供するものとする。

2 村長は、空き家登録者及び利用登録者が行う空き家に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約については、関与しない。

3 前項の契約が成立したときは、空き家登録者及び利用希望登録者は「空き家情報登録物件契約成立届（様式第4号）により速やかに村長に届出なければならない。

(空き家データベースの登録抹消)

第8条 村長は、第7条第3項による届出があったとき又は空き家データベースへの登録の取り下げの申し出があったときは、当該空き家データベースの登録を抹消するとともに、その旨を当該空き家登録者に通知するものとする。

(利用希望者データベースの登録の抹消)

第9条 村長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者データベースの登録を抹消するとともに、その旨を利用登録者に通知するものとする。

(1) 空き家の利用の目的等が第5条第2項各号の規定に該当しなくなったとき。

(2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められたとき。

(3) 申込内容に虚偽があったとき。

(4) 利用希望者データベースの登録抹消の届出があったとき。

(5) その他村長が適当でないと認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱は、空き家情報バンク制度以外による空き家の取引を規制するものではない。

附 則

この要綱は平成18年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月16日から施行する。